

五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度における財政健全化判断比率を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告します。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	4.8 (25.0)	— (350.0)

備考 ( ) は早期健全化基準である。

令和元年 9月 4日 提出

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

令和 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 甲 斐 政 國

五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度における資金不足比率を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告します。

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
五ヶ瀬町国民健康保険 病院事業会計	— (20.0)	
五ヶ瀬町簡易水道事業 特別会計	— (20.0)	

備考 ( )は経営健全化基準である。

令和元年 9月 4日 提出

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

令和 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 甲 斐 政 國